

(株) 辻薬店奨学金制度のご案内

辻薬店では薬剤師を目指す学生を応援するため、奨学金制度を設けています
年間1～2名と少ない枠ですが、ぜひご活用ください。

【辻薬店奨学金制度の特徴】

- ①年間60万円を受給します
- ②1年～6年間の期間を選べます。*希望に応じ、2年間の延長可能
- ③薬剤師資格取得後、弊社に貸与と同じ年月勤務すれば返済が免除されます

応募対象 薬学部進学志望者並びに薬学部学生・大学院生

対象年齢 年齢制限なし

詳しくは募集要項をご覧ください。

【各種お問い合わせ先】

辻薬店奨学金制度担当 辻智幸

辻薬店本部 0955-72-6221 (平日9時～18時受付)

e-mail info@tsuji-yakuten.jp

(株) 辻薬店奨学金制度募集要項

- 応募対象** 薬学部進学希望者並びに薬学部学生・大学院生
但し、卒業後に株式会社辻薬店へ常勤職員の薬剤師として勤務することを希望する者
- 対象年齢** 年齢制限無し
- 応募必要書類** 奨学金申請書、本人の履歴書（顔写真必要）
一、高校生及び浪人生の場合 出身高校の成績証明書又は調査書
二、高等学校卒業程度認定試験合格者の場合 合格成績証明書
三、大学生又は大学院生の場合 在学証明書
- 応募方法** 必要書類を持参もしくは郵送（郵送の場合、当日消印有効）
- 応募受付先** (株) 辻薬店本部
〒847-0055 佐賀県唐津市刀町1513-9
TEL 0955-72-6221
- 応募受付時期** 毎年7月1日～7月31日
（持参の場合、7月31日が土・日曜の場合は、前金曜日まで）
（郵送の場合、7月31日当日消印有効）
- 選考基準** 応募者複数の場合は、唐津在住並びに唐津出身者を優先とする

選考方法・貸与について

選考の流れ

① 1次選考（8月上旬）

奨学金申請書、本人の履歴書、学業等成績証明書又は在学証明書にて選考

② 2次選考（8月下旬）

面接にて選考

③ 2次選考後、結果を本人に通知し、契約を結びます

（備考：薬学部進学希望者の場合は、進学する大学が決まり次第契約を結びます）

④ 大学在学生在は契約締結翌月、進学希望者は大学入学月より奨学金を貸与します

各種お問い合わせ先

弊社奨学金制度担当 辻智幸

(株) 辻薬店本部 TEL 0955-72-6221（平日9時～18時受付）

e-mail info@tsuji-yakuten.jp

以上

株式会社辻薬店 奨学金制度規約

第1条（目的）

この制度は、株式会社辻薬店が薬剤師を育成するために奨学金制度を定めるものである。

第2条（奨学生の対象資格者）

この制度の対象者である奨学金を受ける者を奨学生とし、奨学生は下記の者と対象とする。但し、卒業後に株式会社辻薬店へ常勤職員の薬剤師として勤務することを希望する者に限る。

- ①「薬剤師国家試験受験資格」が得られる学部の学生
- ②大学院生（薬剤師免許取得者）
- ③大学（薬剤師国家試験受験資格が得られる）進学予定者（高校3年生及び浪人生、高等学校卒業程度認定試験合格者対象）※但し、大学入学が決定次第に正式手続きを行うものとする。

第3条（奨学生の義務）

- ①奨学生は、薬剤師の資格取得を目標に勉学に励むとともに、当社の業務並びに医療活動を学ぶものとする。
- ②奨学生は、常に住所及び居住地を明らかにし、住所・氏名に変更があった場合や留年・休学など身に重大な変化があった場合は速やかに、株式会社辻薬店に連絡をしなければならない。
- ③奨学生は、当社が必要と認めた研修会、学習会や会議などに積極的に参加するよう努めなければならない。
- ④奨学生は、当社より修学状況及び履修状況の報告を求められた場合は、直ちに連絡し応えなければならない。
- ⑤奨学生は、原則として、卒業後、奨学金貸与年数に相当する期間、株式会社辻薬店へ常勤職員の薬剤師として勤務しなければならない。

第4条（奨学金の申請の手続）

この規定により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して株式会社辻薬店に提出するものとする。

- ①奨学金申請書（別紙様式1）
- ②本人の履歴書（写真添付）
- ③その他、当社が必要と認めたもの ※成績証明書、在学証明書等 詳細は募集要項に定める

第5条（審査と承認）

本規定の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- ①奨学金希望者より定められた関係文書を一括して株式会社辻薬店に提出を受けた場合、2ヶ月以内に、株式会社辻薬店の取締役会を招集しなければならない。
- ②取締役会は奨学金制度の目的・要件等にそって審査し、制度の可否を決定する。
- ③審査結果の通知は文書ですみやかに本人宛に通知する。

第6条（契約）

適用した場合は、当社と本人及び連帯保証人との間で奨学金金銭消費貸借契約書を締結するものとする。

第7条（確認及び調査）

株式会社辻薬店は、奨学生の状況（住所及び居住地、修学・履修状況）につき、奨学生から連絡が無い、または、連絡された内容に疑義が生じたため、奨学金制度の運営上を必要と認めた場合には、奨学生の住所及び居住地、修学先に対して連絡し、確認又は調査を行うことができるものとし、奨学生はこれに協力するものとする。

第8条（貸与内容と方法）

奨学金の貸与内容と方法は次のとおりとする。

- ①貸与期間：奨学金貸与を承認した日の翌月または、大学入学から卒業する月までの期間とする。（原則最大6年間とする。但し、留年の場合は別途奨学生からの申請により、2年間を限度に伸長でき、最大8年 合計480万円まで貸与を受けることが。休学中は貸与しないものとする。）
- ②貸与金額：奨学金は、年間60万円（或いは、月額5万円）とする。但し、月額5万円を12回に分けて振り込む。
- ③貸与日は、原則として毎月25日とする。25日が土・日・祝祭日の場合は、その次営業日に指定の口座に振り込む方法による。
- ④利息：原則無利息とする。但し、本奨学金制度の第11条から第14条に該当のときはこの限りではない。
- ⑤留年する場合には、その旨を当社に届け出なければならない。また、貸与期間の伸長を申請することもできる。

第9条（奨学金貸与月額の変更）

- ①奨学金貸与月額変更を希望する場合は、変更理由を添えて、所定の様式にて申請する。
- ②審査と承認は本規約の第5条に基づき行う。

第10条（返済及び返済の免除）

本規定による奨学金は、貸与期間終了後返済しなければならない。但し、下記規定に該当する奨学生については、奨学金の返済を猶予、或いは、免除するものとする。

- ①奨学生が当社に採用され、常勤職員の薬剤師として勤務している期間については、奨学金の返済を猶予する。
- ②奨学生が、当社の常勤職員の薬剤師として勤務した月数に応じて、月額5万円の奨学金の返済を免除する。但し、奨学金貸与月額変更を希望した奨学生については、月額の免除金額を別途定めるものとする。

第11条（奨学金貸与の終了と一括返済）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本制度の適用を中止し奨学金の貸与または返済の猶予を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金（前条に該当し、支払いの免除をうけた場合には、その残額）をすみやかに一括して返済しなければならない。

- ①大学を退学した場合（本人死亡、心身の故障を含む）、また卒業が不可能となり、薬剤師国家試験受験資格を取得する意思の無い場合。
- ②奨学金を受けた職員が奨学金全額の返済の免除を受ける前に当社を退職した場合。
- ③学生が本制度による奨学金の貸与を辞した場合。
- ④本規約に反する行為、定められた主旨に反する行為、著しく当社に対して反する言動・行為、ま

たは社会的・道義的に許されない行為や犯罪等を行った場合。

第12条（就職辞退）

奨学生が卒業後、本制度の主旨に反し、当社に常勤職員として就職することができなかった場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第13条（奨学金一括返済遅延時の利息）

上記第10条、第11条に該当した場合であって、一括返済ができない事情がある場合には、該当することが判明、表明された日の翌月より利息が発生する。その場合の利息は年利5%とする。

第14条（資格取得出来なかった場合）

卒業（必要な課程を修了）後、薬剤師の資格を取得出来なかった場合は、1年間を限度に返済を延期することが出来る。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚かつ当社への入職と就業の意志がある者のみとし、これらの意志が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第11条と同様の扱いとする。

第15条（連帯保証人の義務）

- ①連帯保証人は、奨学生が薬剤師の資格取得を目標に勉学に励むことができるよう配慮しなければならない。
- ②連帯保証人は、その住所・氏名・勤務先が変更になった場合には、その旨を当社に届け出なければならない。

第16条（管轄）

当社と奨学生、連帯保証人との間の紛争については、佐賀地方裁判所唐津支部を第1審の管轄裁判所とする。

第17条（特例事項等）

本規約にない事案が発生した場合は、当社と奨学生との間の協議をおこなった上で取締役会が判断する。

（付則）

第1条 本規約は2015年2月1日より実施する。

第2条 本規約の改廃は取締役会が行なう。

2015年2月 1日施行

2016年3月15日改定

2020年5月28日改定

【書式 1】

(株) 辻薬店 薬剤師を目指す学生のための奨学金制度申請書

私は、(株) 辻薬店 奨学金制度規約に基づき、勉学に励み、将来当社の薬剤師になることを確約し、奨学金貸与を申請します。

令和 年 月 日

申込人

住所 (〒 -)

氏名

学校名 学年

電話番号

携帯電話

1. 貸与希望期間
(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

2. 本申請が承認された場合、契約書を取り交わします。

連帯保証人予定者

住所 (〒 -)

氏名 申請者との続柄

電話番号

勤務先 ※勤務先の分かる書類を添付

3. 申込人の奨学金申請についての志望動機

.....
.....
.....



奨学金金銭消費貸借契約証書

株式会社辻薬店を甲、借主.....を乙として、(株)辻薬店奨学金制度規約(以下、「規約」という)に従い次の通り奨学金金銭消費貸借契約を締結する。

第1条 甲は、乙の.....大学.....進学のため、以下の金額を規約第7条に即し、月5万円ずつ分割して貸与する。

貸与契約期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 計 年間
貸与金額 年額 万円
貸与予定金額 合計金 万円

2. 乙は貸与開始日の変更は規定の範囲内で申請することができる。

第2条 奨学金制度の主旨に鑑み、甲は乙の奨学金として遅滞なく、毎月25日の貸与日(25日が土・日・祝祭日の場合は、その次営業日)に奨学金を貸与し、乙は、勉学に励むことが、双方当事者としての責務である。

第3条 乙が規約 第10条・11条・12条・13条に該当する場合、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第4条 利息や返済など、本契約書に記載無き事項は規約による。本契約または規約に関わる疑義が生じた場合は、甲の取締役会の決議をうけ、甲・乙双方が誠意をもって協議する。

第5条 連帯保証人は、乙の本件責務につき乙と連帯して履行の責に任ずる。
貸与金額、貸与期間の変更があった場合でも同様とする。

第6条 乙が未成年者の場合には、別紙親権者の同意書を添付するものとする。

この契約の成立を証すために本証書1通を作成し、原本は甲が所持、写しを乙及び連帯保証人が所持するものとする。(印紙は、乙の負担とする。)

令和 年 月 日

(甲) 住 所 佐賀県唐津市刀町1513番地9
貸 主 株式会社 辻薬店
代表取締役 辻省治郎 印

(乙) 住 所
借 主 印

(連帯保証人) 住 所
氏 名 印